

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (報酬等の支給)
- 第4条 (報酬等の算定方法)
- 第5条 (報酬等の支給方法)
- 第6条 (費用)
- 第7条 (報酬等の日割計算)
- 第8条 (端数の処理)
- 第9条 (補則)
- 第10条 (改廃)

附 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京農業大学寄附行為（以下「寄」という。）第45条の規定に基づき、役員の報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、「寄」第5条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学校法人東京農業大学（以下「法人」という。）において勤務することが常態である役員をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、通勤手当、期末手当、役員勤勉手当、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬、期末手当、役員勤勉手当

(報酬等の算定方法)

第4条 役員の報酬等は、次のとおりとし、評議員会の意見を聴き、理事会において決定する。

- 2 役員の月額報酬は、別表に定める役員の月額報酬のとおりとする。
- 3 常勤の役員の通勤手当は、学校法人東京農業大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第29条の規定を準用する。
- 4 役員に期末手当及び役員勤勉手当（以下「手当」という。）を支給する。ただし、手当は、第2項に掲げる月額報酬に支給月数を乗じた金額とする。手当の支給月数は、学校法人東京農業大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1号及び第2号に定める職員（以下「職員」という。）に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数を上限とする。
- 5 常勤の役員の退職金は、次の各号のとおり支給する。
 - (1) 退職金は、退任時の役員の月額報酬に在任年数を乗じた額とする。ただし、「寄」第8条の理事長、「寄」第9条の常務理事、「寄」第7条第1項第1号の理事が、職員を兼務した期間の退職金は、別表に定める役員月額報酬から給与規程に規定する本給等の月額を差し引いた金額を算定基礎とする。
 - (2) 前号の在任期間は、常勤として発令された日から退任した日又は解任された日までの期間をいう。ただし、重任された場合は、期間継続とする。
 - (3) 常勤の役員の在任期間が継続して10年以上にわたるとき及び在任期間中の功労が顕著なときは、学校法人東京農業大学退職金規程第5条、第6条及び第8条の規定を準用し、第1号の退職金に加えて、特別功労加給金を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員の報酬等は、次の各号による報酬等の区分に応じて、支給する。

- (1) 役員の月額報酬は、毎月20日に支給する。ただし、支給日が学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程第4条第1項に定める休日に当たるときは、法人の定める指定日に支給する。
- (2) 通勤手当は、給与規程第29条の支給基準に準じて支給する。
- (3) 期末手当は、毎年6月及び12月に支給する。
- (4) 役員勤勉手当は、毎年3月に支給する。
- (5) 退職金は、常勤の役員を退任後、1カ月以内に支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人が希望する金融機関の本人口座振替を行うことができる。
- 3 役員の報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める学校法人東京農業大学役員及び評議員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行にあたり旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、任期開始日が1日以外の場合、該当月における月額報酬は、日割計算によって支給する。

- 2 前項に規定する日割計算の計算式は、次のとおりとする。

日割計算対象の月額報酬×（任期開始日以降の当該月の暦日数÷当該月の暦日数）

- 3 月の中途における退任、又は解任の場合は、当月分全額の報酬等を支給する。

(端数の処理)

第8条 報酬等に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げる。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。
(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 学校法人東京農業大学役員及び評議員報酬規程
 - (2) 学校法人東京農業大学役員退職金規程

附 則

この規程は、令和5年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 役員の月額報酬（第4条関係）

「寄」による役員	月額報酬
「寄」第8条の理事長	1,363,000円※
「寄」第9条の常務理事	1,200,600円※
「寄」第7条第1項第1号の学長（東京農業大学長）	1,284,200円※
「寄」第7条第1項第1号の学長（東京情報大学長）	1,119,400円※
「寄」第7条第1項第2号及び第2項（この法人の設置する教育機関の職員の理事	150,000円
「寄」第7条第1項第3号、第4号及び第2項（職員経験者）の理事	100,000円
監 事（常勤）	618,300円
監 事（非常勤）	100,000円

※「寄」第8条の理事長，「寄」第9条の常務理事，「寄」第7条第1項第1号の東京農業大学学長及び東京情報大学学長が，就業規則第2条に定める職員を兼務した場合は，別表の月額報酬から給与規程に定める本給等を差し引いた金額を月額報酬として支給する。